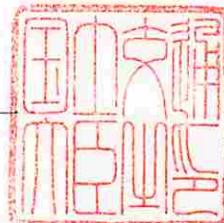


国広情第266号
平成29年9月28日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所
弁護士 山中 理司 様

國 土 交 通 大 臣 石 井 啓 一



平成29年8月25日付けで請求され、同月29日付け受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

請求文書名 :

不動産について所有権移転登記があった場合、当該登記情報は毎月、法務省から国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課に提供するという取扱いの詳細を定めた文書（最新版）

2 不開示とした理由

当該請求に係る文書は、保有しておらず、不存在である。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

問い合わせ先 国土交通省大臣官房広報課情報公開室 TEL : 03-5253-8111 (代表)
東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館 5階